

標題

海事保安に関する SOLAS 条約改正について(その4)  
(第 77 回海上安全委員会速報)

# ClassNK

## テクニカル インフォメーション

No. TEC-0536  
発行日 2003 年 6 月 27 日

各位

海事保安対策に向けての条約改正については、ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0497、0504 及び 0505 として概要をご紹介しておりましたが、2003 年 5 月 28 日から 6 月 6 日にかけて開催されました IMO の第 77 回海上安全委員会での結果について、以下のとおり速報いたします。

### 1. 履歴記録(Continuous Synopsis Record)の様式

CSR として改正記録を残す場合、修正を取り入れた改訂版を作成する、あるいは追補として記録を残す場合の両方の方式をカバーした CSR の様式案が作成されたが、詳細を検討する時間がなく、作業部会で修正し本年(2003 年)11 月の第 23 回総会で採択、必要があればその後の海上安全委員会で修正することになった。なお、すでに様式の作成に着手している政府は IMO の様式の完成を待たず作業を進めることが推奨された。

### 2. 保安関係者の訓練、その他船員関係について

#### (1) STW 小委員会での検討結果

2003 年 2 月に開催された STW 小委員会での以下の決定事項が記録に留められた。

(i) SSO(Ship Security Officer: 船舶保安職員)、CSO(Company Security Officer: 会社保安職員)、FPSO(Port Facility security Officer: 港湾施設保安職員)の訓練要件の骨子(Course framework)

(ii) モデルコース作成のための委託事項(Terms of reference)

(iii) 米国及びインドがモデルコースを作ること

(iv) Validation panel(作成されたモデルコースを承認する機関)の設置

(v) 事務局が進展具合をモニターすること。

またこれらのモデルコースについては ILO による確認が必要であることが留意された。

#### (2) SSO の自社研修(In house training)について

条約の発効まで期間が短いことから、SSO の研修に係わるいかなる決定も、内部研修(in-house training)を会社が実施することを、抑制もしくは阻止しないことが総論として合意された。

#### (3) 資格証明関連(Certification and training of security officers)

(i) 当面は国際船舶保安証書(International Ship Security Certificate)が ISPS コードに従った訓練がなされていることの実上の証拠として取り扱われることが同意された。

(次頁に続く)

#### NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: [www.classnk.or.jp](http://www.classnk.or.jp))においてご覧いただけます。

- (ii) 強制的な訓練制度を作るかどうかは 2004 年 7 月以降の長期的課題とされ、STW 小委員会の検討課題とされた。
- (iii) 港湾施設保安職員、会社保安職員の訓練・資格要件についても今後の STW 小委員会での検討課題となった。なお、2004 年 7 月 1 日の条約発効以前においては、各締約政府の判断に委ねることになった。

- (4) 配乗関連 - Revision of resolution A.890(21) - Principle of safety manning  
配乗に関しては安全のみならず保安も考慮するという主旨の改正案が承認された。次回 23 回総会(2003 年秋)にて採択予定。

### 3. COMSAR 小委員会関係

- (1) 1 月の COMSAR 小委員会での以下についての合意事項が承認された。
  - (i) Amendments to the performance standard to Ship Security Alert System (MSC.136 (76))「船舶保安警報システムの性能基準の改定」
  - (ii) MSC Circular on provision of Ship Security Alert System  
「船舶保安警報システムの規程に関する MSC サーキュラー」
- (2) なお、これにより、船舶保安警報装置 (Ship Security Alert System) については、以下の3つの選択肢が認められることになった。
  - (i) トラッキングサービス会社が提供するトラッキング装置
  - (ii) GMDSS 装置を改造
  - (iii) 船舶と会社間でキーワードを含むメッセージのやりとり
    - (a) - 沿岸航行時には携帯電話
    - (b) - 沿岸から離れたところでは衛星サービス
    - (c) - GMDSS VHF/MF/HF

### 4. SOLAS XI-2 章及び ISPS コードの解釈関連

- (1) FSU (Floating Storage Unit), FPSO (Floating Production, Storage And Offloading Units) への適用
  - (i) FSU, FPSO は ISPS コードの適用対象ではないが、これとインターフェースを実施した船舶が安全であるような保安対策が求められることが確認された。
  - (ii) 一点繫留 (Single Buoy Mooring) は、場所により扱いが異なるが港湾施設と接続されていれば (connected to)、港湾施設扱いとなる。
- (2) ISPS コード B 部の扱い  
米国より ISPS コードの証書の書式を改正して、ISPS コード B 部への適用を明確にすることが提案されていたが、議論の結果以下の結論となった。
  - (i) コード A 部 9.4 で B 部を考慮 (take into account) することになっているので、わざわざ B 部への適合を証書に明示する必要はなしとされた。
  - (ii) B 部 8.1~13.8 を考慮していない限り、証書は発給されるべきではない。
  - (iii) 以上について本会議終了後、海事保安作業部会の議長と事務局で MSC サーキュラーを作成することとなった。

(次頁に続く)

- (3) 小さな不遵守があった場合の取り扱い  
不遵守 (non-compliance) に関する扱いについては、小さな不遵守 (minor non-compliance) がある場合に、証書を発給することについては否定された (常に承認された船舶保安計画に完全適合していなければならない)。
- (4) 証書発行後の欠陥
- (i) 証書発給後に不具合が発生した場合、保安レベル 1~3 での船舶の運用に影響がある重大なものは、直ちに船舶の保安上の能力に問題を生じさせない程度のものであっても、遅滞なく旗国政府あるいは証書を発行した認定代行機関に報告するものとされた。
  - (ii) その後修理のための期間、代替保安措置が承認されるかもしれないが、これが実施されていない場合には、証書は無効とされる。
  - (iii) この場合に条件付証書 (conditional certificate) または短期証書 (short term certificate) を出すことは適切でないと言われた。
  - (iv) これらについての MSC サーキュラー (新 SOLASXI-2 章及び ISPS コードの実施に係わる指針) を、本会議終了後、海事保安作業部会の議長と事務局が作成することとなった。
- (5) 検証 – Verification の実際  
ISPS コードの適合検証においては、装置については 100% の検証が、運用状況についてはサンプルベースでの審査が行われることが確認された。
5. 実際の運用上の事項
- (1) MSC/Circ.967 – (Directives for Maritime Rescue Co-ordination Centres)  
テロ・海賊の襲撃をうけた船舶が警報を発する場合、これら攻撃の種類より分類よりも船長が起動時に他の船舶に聴取可能な警報 (overt alert) を発するか、秘匿した形で警報を発するか (covert alert) 選択できる方が重要である趣旨に基づいて、MSC/Circ 967 の改正案が作成、承認された (たとえば前者の場合、襲撃を行った船舶が警報を聴取した結果、警報の取り消しを行う可能性がある)。また、関連する MSC/Circ 623/Rev.3 の改正が次回 COMSAR8 において更に検討することになった。
- (2) PSC 関連 – 「Clear Ground」の解釈  
あらかじめ諜報機関などから寄せられた情報に基づき船体捜索が行われる可能性もあることが同意された。
- (3) 保安宣言 (Declaration of Security – DOS) の実施上の問題  
ISPS コードが適用されない港湾施設または船舶と DOS を交換する場合の想定として、前者の場合は陸上に、後者の場合は陸上もしくは船上に、これを実施するためのコンタクトポイントおよび責任者がいることが確認された。

(次頁に続く)

## 6. その他

### (1) 船舶識別番号について

船舶識別番号には、「IMO」が含まれることが確認された。すなわち、7桁のIMO番号の前にIMOの文字を含める(なお、業界団体=ICS、BIMCO、INTERCARGO、ICCL、INTERTANKO、IPTAより船舶識別番号の標示の為にかかる費用、とりわけ「IMO」という文字をさらに追加すること(注:すでに数字だけを表示している船が多数ある模様)について、強い抗議及び再考を求める声明が読み上げられた)。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)  
本部 情報センター 安全管理システム部  
住所: 千葉県千葉市緑区大野台 1-8-5 (郵便番号 267-0056)  
Tel.: 043-294-5999  
Fax: 043-294-7206  
E-mail: [smd@classnk.or.jp](mailto:smd@classnk.or.jp)

